執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定　昭和２８年４月１日（条例第３５号）

（設置）

第１条　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附属機関の  属する執行  機関 | 附属機関 | 担任事務 |
| 市長 | 大阪市下水道施設  維持管理審議会 | 下水道施設の維持管理に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

（委任）

第２条　第１条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※大阪市公報　号外第6号（令和７年５月２９日発行分）により公布